

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）

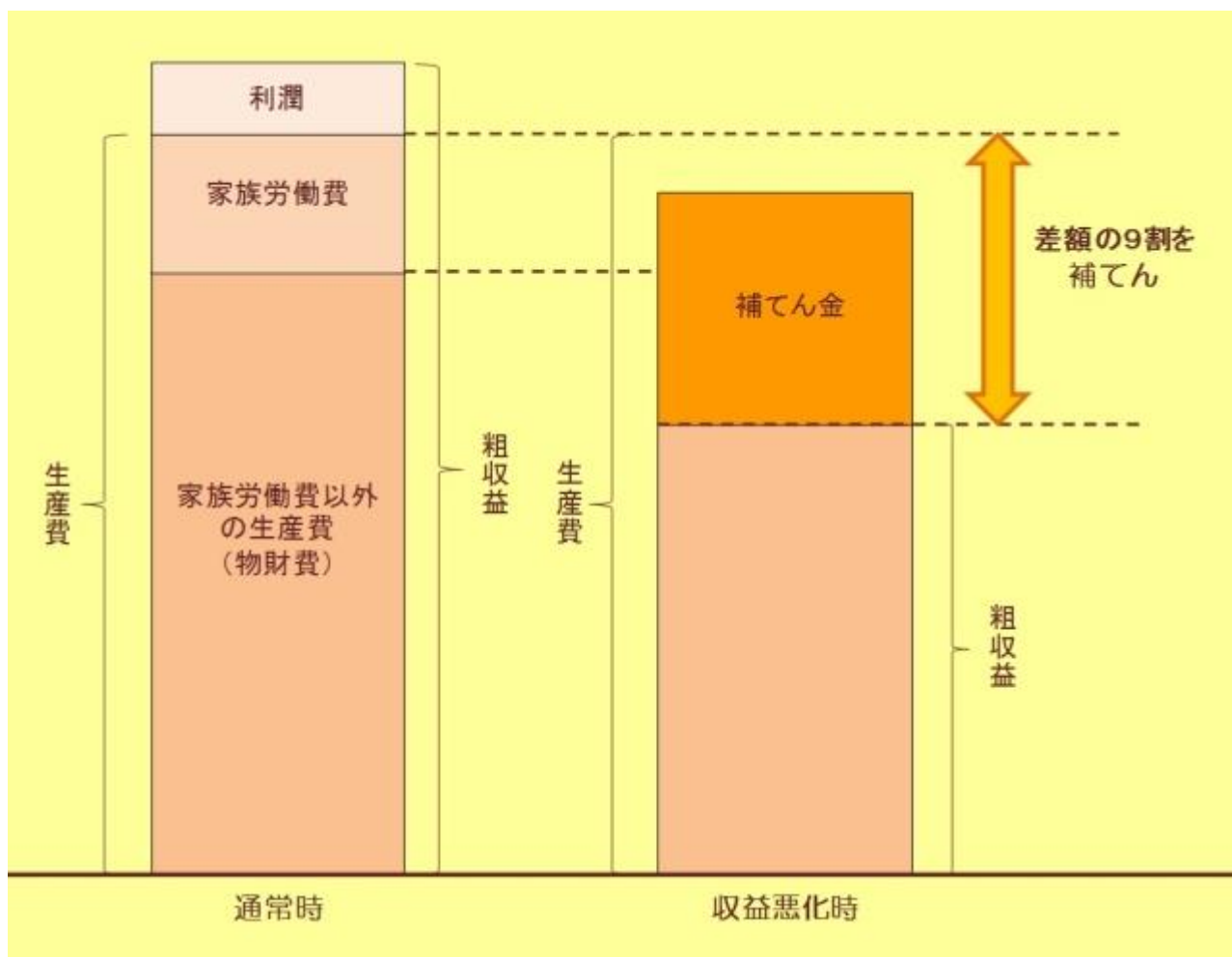
<<事業の概要>>

1 事業の目的

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と機構の補助により造成した基金から粗収益と生産費との差額の9割（平成30年度単年度の措置として補填率8割⇒9割）を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的としています。

2 事業の仕組み

肉用牛経営の安定を図るため、生産者の拠出と機構の助成（生産者：機構＝1：3）により基金を造成し、四半期ごとの肥育牛1頭当たり平均粗収益が平均生産費を下回った場合に、その差額分の9割が補てんされます。



3 生産者積立金の額（平成30年度）

肉専用種	交雑種	乳用種
23,000円	18,000円	11,000円

※肉専用種については、地域算定。

※交雑種・乳用種については、全国算定。